防犯カメラの管理及び運用に関する基準

（目的）

第１条　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　が、　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　を目的として設置する防犯カメラについて、当目的に即し、かつプライバシーの保護に配慮した適正な管理及び運用に関する事項を定める。

（設置者）

第２条　防犯カメラの設置者（以下「設置者」という。）は、　　　　　　　　　　　　　とする。

（プライバシーの保護）

第３条　設置者は、防犯カメラにより次の各号に掲げる私的空間の撮影及び記録をしてはならない。ただし、当該私的空間の住人等から書面による同意を得たときはこの限りでない。

⑴　住宅の玄関、窓その他の日常生活の様子を伺える私的空間

⑵　個人を認識することができる距離（顔が認識できなくても、人物が鮮明に映ること　　　 で個人が特定されうる場合を含む。）の範囲内にある私的空間

（撮影範囲）

第４条　防犯カメラは　　　台設置し、設置場所及び撮影範囲は、別図のとおりとする。

（管理及び運用）

第５条　　　　　　　　　　は、その管理及び運用について、次の各号に掲げる事項を順守する。

⑴　プライバシーの保護に配慮した管理及び運用を行う。

⑵　保守点検などにより適切な維持管理を行う。

⑶　管理責任者及び操作担当者を指定する。

⑷　撮影された画像（以下「画像」という。）及び画像を収録した記録媒体（以下「記録媒体」という。）の適正な管理を行うとともに、外部への漏えい等を防止するための所要の対策を講ずる。

⑸　設置、管理及び運用において事故があった際は、速やかに対応し、処理する。

⑹　設置場所の所有者等の事情により、移設等の必要が生じた場合は、関係者と協議を行い、適切に対応する。

（管理責任者及び操作担当者）

第６条　管理責任者は、防犯カメラ、画像及び記録媒体の適正な管理及び運用を行うとともに、防犯カメラの設置に係る関係書類を適切に保管する。

２　管理責任者は、　　　　　　　　　　　　とする。

３　操作担当者は、管理責任者の指揮監督のもとに防犯カメラ及び録画装置の操作を行う。

４　操作担当者は、　　　　　　　　　　　　とする。

５　防犯カメラ及び録画装置の操作は、管理責任者及び操作担当者（以下「管理責任者等」という。）以外の操作を禁止する。

６　設置者及び管理責任者等（以下「設置者等」という。）は、画像及び画像から知りえた情報を他に漏らし、又は不当な目的のために使用しない。設置者等でなくなった後においても同様とする。

（防犯カメラ設置の表示）

第７条　設置者は、設置区域の入り口やその区域内の見やすい場所に、次の事項を表示する。

⑴　「防犯カメラ設置中」等の防犯カメラを設置している旨

⑵　設置者名（　　　　　　　　　　　　　）

（画像の管理）

第８条　画像及び記録媒体の管理は、次の各号に定める。

⑴　画像の保存期間は　　　日間とする

⑵　保存期間を経過した画像は、速やかに消去する

（画像提供の制限）

第９条　次の各号のいずれかに該当する場合を除き、画像の外部提供は禁止する。

⑴　捜査機関から犯罪捜査のために情報提供を求められた場合

⑵　個人の生命、身体又は財産に対する差し迫った危険があり、それらの安全を守るため、緊急の必要がある場合

⑶　本人の同意がある場合

⑷　本人の請求に基づき、本人に提供する場合

⑸　その他、法令に基づく手続により照会などを受けた場合

２　犯罪捜査のための情報提供依頼は、刑事訴訟法に規定する「捜査関係事項照会書」等

の文書による提出を受けるものとし、管理責任者が審査・許可した上で提供を行う。

３　画像を提供した場合は次の各号に定める事項を記録保存する。

⑴　提供日時

⑵　利用目的

⑶　提供先

⑷　提供する画像の内容

（問い合わせ等への対応）

第10条　設置者は、住民等から防犯カメラの設置等に関する問い合わせを受けたときは、その内容がこの基準に照らして適正かどうかを判断し、迅速かつ適切に対応する。

（その他）

第11条　この基準に定めるもののほか、必要な事項は設置者が別に定める。

附　則

この基準は、　　　　年　　　月　　　日から施行する。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　防犯カメラの管理及び運用に関する基準細則